



# 年 頭 所 感

特許庁長官 今 井 康 夫

新年おめでとうございます。

平成 16 年の門出にあたり、特許庁長官として知的財産政策に関する私の所感を述べさせていただきます。

我が国は 42 万件もの出願がなされる世界最大の特許出願国です。天然資源の乏しい我が国が国際競争を生き残るには、強みである科学技術力を十二分に発揮させることが必要です。このためには、質の高い技術を生み出すことがまずもって重要であり、生み出された技術を迅速に保護し、それが最大限に活用される環境を整備するという「知的創造サイクル」を確立することが不可欠です。

このように、我が国経済の活性化に向けた切り札として、知的財産政策に対する期待はとりわけ高く、一昨年（平成 15 年）の 7 月以降、わずか 1 年足らずの間に、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の成立、知的財産戦略本部の発足、知的財産推進計画の策定を見るなど、大変なスピードで知的財産政策が推進されております。「知的財産立国」の実現が国家的課題と位置づけられる中で、その中核を担う特許庁への期待はかつてない高まりを見せており、私も特許庁長官として、引き続き、直面している課題に全力で挑戦してまいります。

現在、特許庁が取り組んでいる最大の課題は、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現」による我が国産業競争力の抜本的強化です。近年、特許審査の請求件数は審査着手件数を上回り、審査の順番待ち期間は 24 ヶ月に達しています。これまでも、審査請求件数と審査処理件数のバランスを図るための総合的な施策を講じてきました。今後もこのような取組を中長期的に続けることにより、単年度における特許審査の「入」と「出」は均衡する見込みです。しかし、既に生じている 50 万件と、今後短期的に生じると見込まれる 30 万件とを加えた、合計 80 万件の審査順番待ち案件を処理しなければなりません。このため、①審査処理の促進、②出願・審査請求構造の適正化、③迅速・的確な権利付与のための基盤整備からなる特許審査迅速化に向けた総合施策を強力に展開し、「特許審査の順番待ち期間ゼロ」の実現を目指します。具体的には、今後 5 年間にわたって合計 500 人を目標に任期付（10 年間）特許審査官を大幅に増員（平成 16 年度は 98 名を予定）するとともに、審査迅速化に必要な関係

法律の改正からなる「特許審査迅速化法案」（仮称）を次期通常国会へ提出する予定です。

現状においては、審査請求された特許出願のうち49%が拒絶されています。これを分析してみましたところ、平均すると出願8年前の既存技術で特許を拒絶されており、かつ、研究開始時点で徹底した調査をすれば把握できたと思われる既存技術により拒絶されたものが約8割にのぼります。我が国の民間の研究開発費は約12兆円ありますが、特許になるものが51%、拒絶されるものが49%ですから、大雑把に言えば、民間の研究開発費の半分が特許に結びついていません。

このことは、企業が研究開発に着手する時点で、既存の技術を徹底的に調査し、その後も技術開発動向を適切に把握していけば、研究効率が飛躍的に向上することを意味します。また、「特許審査の順番待ち期間ゼロ」の実現で、企業にとってその研究成果が特許になるかどうか直ちに分かるようになり、見込みのない分野への研究開発投資を避け、特許取得が可能な有望分野へ研究資源を集中投入できるようになると考えられます。このように、特許審査期間の短縮は権利の早期確定ということと同時に、研究開発効率の向上という観点からも大切なことであると思います。

国際的な課題としては、経済活動のグローバル化の進展により外国への出願が全世界的に増加しており、外国出願に伴う出願人の負担及び各国特許庁における審査負担が深刻なものとなっています。このような問題の解決に向け、引き続き、我が国が先頭に立って国際審査協力の取組を展開していきます。同時に、深刻化する模倣品対策においても、平成16年度予算で経済産業省に模倣品対策参事官（課長クラス）が設けられます。二国間・多国間協議の枠組みを活用し、侵害多発国の政府に対して取締りの強化を要請するとともに、アジア各国の知的財産人材育成への支援を抜本的に強化していきたいと考えております。

最後に、本年も特許庁の取組に多くの皆様から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の年頭の御挨拶とさせていただきます。